平成２４年（フ）第１０７号
大阪府高石市高師浜２丁目５番18号
破産者　滝田　裕幸
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３６号
大阪府門真市石原町15―12、開始決定時の住所大阪府門真市石原町３番15号
破産者　吉正建設こと吉正建設こと松山正吉こと宋正吉こと　松山　正吉
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２１４号
大阪市住之江区粉浜西１丁目10番３―903号
破産者　副　　一正
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１１８号
大阪市淀川区宮原５丁目４番18―609号
破産者　秋山　元宏
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９１号
大阪府河内長野市喜多町53番地の１、開始決定時の住所堺市堺区一条通20番14号
破産者　小山　喜隆
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
堺市東区西野88番地30
破産者　米田商店こと　米田　久雄
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
愛媛県今治市別宮町４丁目３番地の10
破産者　矢野　昭夫
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第３６号
福岡県飯塚市鯰田2439番地14、前住所福岡県飯塚市下三緒171番地180
破産者　池永　豊水
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１１号
福岡県飯塚市相田113番地26、前住所福岡県飯塚市有井355番地56
破産者　古賀　和幸
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３６号
北海道登別市新生町３丁目７番地13
破産者　志賀　敬二
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
茨城県坂東市岩井3292番地８
破産者　間中　　昇
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第４８号
茨城県坂東市岩井3292番地８
破産者　間中　昭子
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３２２５号
東京都町田市鶴間586番地　グランシード南町田一番館101
破産者　島田　崇有
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７６号
富山市根塚町２丁目２番地１　Ｍフンダリーカ207号、前住所富山市秋吉新町７番８号
破産者　澤田　清道
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
福井県丹生郡越前町西田中３丁目307番地
破産者　佐々木範子
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２号
愛知県日進市藤島町長塚72番地36、開始決定時の住所福井市中野２丁目1314番地
破産者　藤崎　美彦
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
福井県大野市中野第47号21番地３、旧住所福井市灯明寺３丁目1308番地　ファミールＳ３号棟107
破産者　髙田　新吾（旧姓中澤）
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５３号
長野県小県郡長和町大門299番地２
破産者　川合富士男
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部